

離島等供給約款以外の供給条件の内容

令和6年能登半島地震により、当社供給区域内のお客さまが被災し、2024年1月1日に富山県富山市、高岡市、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、射水市、中新川郡舟橋村、中新川郡上市町、中新川郡立山町、下新川郡朝日町、石川県金沢市、七尾市、小松市、輪島市、珠洲市、加賀市、羽咋市、かほく市、白山市、能美市、河北郡津幡町、河北郡内灘町、羽咋郡志賀町、羽咋郡宝達志水町、鹿島郡中能登町、鳳珠郡穴水町、鳳珠郡能登町、福井県福井市、あわら市および坂井市に災害救助法が適用された。

このため、災害救助法が適用された市町村において、被災された当社の離島等供給約款（2023年2月24日および6月9日）付け届出。以下「離島等供給約款」といい、当該離島等供給約款が届出により変更された場合は、変更後の離島等供給約款をいいます。）の適用を受けるお客さまから申出があった場合には、次の供給条件を適用するものとする。

1. 被災されたお客さまの電気料金の支払期日について、2023年12月（支払期日が災害救助法適用日以降となるものに限る。）および2024年1月の料金算定分は、各々6か月間延長し、2024年2月および3月の料金算定分は、各々5か月間延長し、2024年4月および5月の料金算定分は、各々4か月間延長し、2024年6月および7月の料金算定分は、各々3か月間延長し、2024年8月および9月の料金算定分は、各々2か月間延長し、2024年10月および11月の料金算定分は、各々1か月間延長する。

（有効期間満了日：2025年1月〔満了日は検針日等により相違〕）

2. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しない場合には、そのお客さまの被災日が属する料金算定月の次の料金算定月から12か月間に限り、電気料金を免除する。

（有効期間満了日：2025年2月〔満了日は検針日等により相違〕）

3. 被災されたお客さまの需要場所において、被災時から引き続きまったく電気を使用しないで、需給契約を廃止し、その後新たに電気の使用申込みを行なった場合で、その申込みが2025年1月末日までに行なわれ、かつ、その申込みが次のいずれにも該当するときは、その工事費負担金を免除する。

(1) 需給契約の契約種別が被災時の需給契約における契約種別と同一であること。

(2) 契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力が，被災時の需給契約の契約負荷設備，契約電流，契約容量または契約電力をこえないこと。

(有効期間満了日：2025年1月末日)

4. 被災されたお客さまの需要場所において，再建等のため，臨時電灯または臨時電力の申込みを行なった場合で，その申込みが2025年1月末日までに行なわれたときは，その臨時工事費を免除する。

(有効期間満了日：2025年1月末日)

5. 離島等供給約款[低圧用]の従量電灯C，時間帯別電灯，高負荷率電灯，臨時電灯C，公衆街路灯B，低圧電力，低圧電力Ⅱ，低圧季節別時間帯別電力，臨時電力，農事用電力およびホワイトプラン電力，ならびに離島等供給約款[高圧用]の業務用電力，業務用季節別時間帯別電力，高圧電力，季節別時間帯電力，臨時電力，自家発補給電力A，自家発補給電力Bおよび予備電力の適用を受けていて被災されたお客さまは，電気設備が災害のため復旧まで一時使用不能となったものについては，2025年1月末日までの間は，その使用不能設備に相当する基本料金を免除する。

(有効期間満了日：2025年1月末日)

6. 被災されたお客さまの需要場所において，再建等のため，引込線，計量器，その付属装置，区分装置および電流制限器等の取付位置の変更申込みを行なった場合で，その申込みが2025年1月末日までに行なわれ，かつ，その供給方法が被災時の供給方法と同一であるときは，原則として，その初回の工事に要した費用を免除する。

(有効期間満了日：2025年1月末日)

7. この離島等供給約款以外の供給条件に定めのない事項については，離島等供給約款によるものとする。

附則

- 1 本供給条件実施の際現に離島等供給約款以外の供給条件（令和6年1月5日付け20230104資第3号承認。以下「旧供給条件」という。）の適用を受けているお客さまについては、本供給条件の規定を適用する。
- 2 本供給条件の実施にともない、旧供給条件は廃止する。

以 上